



政府統計

第13回21世紀成年者縦断調査(平成24年成年者)

調査票の記入の仕方



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

記入内容は、統計法により厳しく秘密が守られ、統計以外の目的に用いることはありません。また、個人が特定できないよう集計・公表しますので、個人情報他に漏れることもありません。ありのままをご記入ください。

ご注意ください！！

ご回答いただく設問について

ご回答いただく設問は、性別と配偶者の有無によって異なりますので、次の1～3をご覧ください、ご回答をお願いいたします。

1. 独身(令和6年11月現在)の方の場合

| 届いた調査票 | ご回答いただく設問 |
|--------|--------------------------|
| 女性票 | 問1から問31まで、あなたの状況をご記入ください |
| 男性票 | |

2. ご夫婦ともに調査対象の場合(ご夫婦それぞれに調査票が届いている場合)

| 届いた調査票 | ご回答いただく設問 |
|--------|--------------------------------|
| 女性票 | 女性の方が、問1から問31まで、ご本人の状況をご記入ください |
| 男性票 | 男性の方が、問1から問24まで、ご本人の状況をご記入ください |

3. ご夫婦いずれかが調査対象の場合(ご夫婦いずれかの調査票が届いている場合)

| 届いた調査票 | ご回答いただく設問 |
|--------|--|
| 女性票 | 女性の方が、問1から問31まで、ご本人(妻)の状況をご記入ください(平成24年11月～令和6年10月にご結婚された方は、13ページ以降に配偶者(夫)の方の状況をご記入ください) |
| 男性票 | 男性の方が、問1から問31まで、ご本人(夫)の状況をご記入ください(平成24年11月～令和6年10月にご結婚された方は、13ページ以降に配偶者(妻)の方の状況をご記入ください) |

ご記入方法について

- 1 黒か青のペンまたはボールペンではっきりとご記入ください。
- 2 回答欄にあらかじめ番号が印刷してあるものは、該当する番号を○で囲んでください。
[例] 1 ついている
② ついていない
- 3 数字は右詰めに算用数字（1、2…）を用いて決められたけた数で記入してください。また、記入する数字がない場合は「0」を記入し、「-」「/」などは記入しないでください。

[例] 5月と記入する場合 →

| | |
|---|---|
| 0 | 5 |
|---|---|

 月
記入する数字がない場合 → 平均通勤時間

| |
|---|
| 0 |
|---|

 時間

| | |
|---|---|
| 4 | 5 |
|---|---|

 分

- 4 記入を訂正する場合は、全体を二本線で抹消し、できるだけその行の上部余白に正しく記入してください。

[例] 正

| | | | |
|---|---|---|---|
| 0 | 2 | 2 | 3 |
|---|---|---|---|

金額

| | | | |
|--------------|--------------|--------------|---|
| 0 | 1 | 2 | 3 |
|--------------|--------------|--------------|---|

 万 千円

誤

| |
|---|
| 2 |
|---|

金額

| | | | |
|---|--------------|---|---|
| 0 | 1 | 2 | 3 |
|---|--------------|---|---|

 万 千円

3ページより各設問の詳細な説明を掲載しています。
ご記入に際して、ご一読をお願いいたします。

| | |
|---|---|
| <p>女性票【出生年月】</p> <p>男性票【出生年月】</p> | <p>【出生年月】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 出生年月があらかじめ印字されていますので、以下のことにご注意ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 印字されている対象者の方の出生年月は、おおむね以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ①出生年月が昭和57年11月～平成4年10月生まれの方 ②上記①の方とご結婚されている方（出生年月の範囲は問いません） ・ 昭和又は平成の元号に○が印字されていない場合は、どちらかの番号に○をつけてください。 ・ 印字された出生年月に誤りがある場合は、印字内容を二本線で抹消していただき、その下部に正しい出生年月を記載してください。 ● 出生年月が印字されていない場合は、ご記入願います。 |
| <p>女性票【問1】【配一問1】</p> <p>男性票【問1】【配一問1】</p> | <p>【仕事の有無】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● この調査でいう「仕事」とは、所得（賃金・給料・営業利益など）を伴う仕事をいい、内職、臨時にした仕事、アルバイト、パートタイムの仕事も含めます。ただし、自家営業（個人経営の農業、工場、店の仕事など）に従事した場合は、無給であっても、「1 仕事についている」に含めます。 ● 「3 仕事についていない」とは、アルバイト、内職、パートなども全くしていない場合をいいます。 ● 就職先が決まっている場合や開業の準備が整っている場合でも、現在、アルバイト、内職、パートなどを全くしていない場合は、「3 仕事についていない」になります。 ● 現在、病気などでたまたま仕事を休んでいる場合は、「1 仕事についている」となります。 ● 現在、複数の仕事についていて、休業中の仕事と休業していない仕事がある場合は、「2 仕事についているが、休業中（育児休業、介護休業など）である」になります。 |
| <p>女性票【問3】【配一問3】</p> <p>男性票【問3】【配一問3】</p> | <p>【仕事の形態】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「6 アルバイト」か「7 パート」かはっきりしない場合は、募集広告や募集要領または契約の際に言われたり示された呼称によって記入してください。 ● デパートの派遣店員、派遣警備員などの場合は、派遣元における呼称を基準にお答えください。 ● 民営の職業紹介機関などの紹介による場合や請負、出向は「8 労働者派遣事業所の派遣社員」に含めません。 ● 雇用保険（失業保険）に加入しているかどうか不明の場合は、給与明細書、雇用保険被保険者証などを参考にお答えください。 ● 雇用契約等の説明は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> （1）無期（契約期間の定めがない） 会社・団体・官公庁・個人商店などで、雇用期間の定めなく雇われている人をいいます。なお、定年までの場合は、契約期間の定めのない雇用とします。 （2）有期（契約期間が1年超） 会社・団体・官公庁・個人商店などで、1年を超える雇用期間を定めて雇われている人をいいます。 （3）有期（契約期間が1年以下） 会社・団体・官公庁・個人商店などで、1年以下の雇用期間を定めて雇われている人をいいます。 |
| <p>女性票【問4】【配一問4】</p> <p>男性票【問4】【配一問4】</p> | <p>【従業者の数】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 従業者の数は勤務地だけでなく、本社・支社・工場なども含めた従業員総数（パートなども含む）をお答えください。 ● 「8 労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は、派遣元の従業員数についてお答えください。 ● 「9 官公庁」とは、国の機関、地方自治体をいい、独立行政法人も含めます。 |
| <p>女性票【問5】【配一問5】</p> <p>男性票【問5】【配一問5】</p> | <p>【職業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 7ページの「職業分類（仕事の内容例示）一覧表」を参考にお答えください。 |
| <p>女性票【補問6-1】【配補問6-1】</p> <p>男性票【補問6-1】【配補問6-1】</p> | <p>【勤め始めた時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 途中で勤務地や仕事の種類が変わっても、その勤め先に勤め始めた時期、またはその事業を開始した時期をお答えください。 ● 「8 労働者派遣事業所の派遣社員」の場合は、派遣元の会社に入った時期をお答えください。 |

| | |
|---|--|
| <p>女性票【問7】【配一問7】</p> <p>男性票【問7】【配一問7】</p> | <p>【1か月間に働いて得た所得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「1か月間に働いて得た所得」とは、令和6年10月の1か月間に得た、勤労や事業の対価としての現金収入をお答えください。調査時点で分からない場合は、おおよその金額を記入してください。 ● 給与明細書などをもとに、税込みの総支給額を記入してください。 ● 「1か月間に働いて得た所得」には、ボーナス、親からの仕送り、財産の売却代、家賃・地代等の財産収入、利子・配当金、児童手当、雇用保険からの育児休業給付等の社会保障給付金などは含みません。 ● 月々の収入が一定でない場合や、複数の月をまとめて支払われた場合は1か月あたりの金額に按分した額を記入してください。 ● 家族で同じ事業に従事している場合など、あなたと配偶者又はその他の家族で分けられない所得がある場合は、人数で按分してください。 ● 自営業の場合は、売上高から必要経費を差し引いた営業利益についてお答えください。 ● 千円未満の金額は、百円単位で四捨五入してください。 |
| <p>女性票【問8】【配一問8】</p> <p>男性票【問8】【配一問8】</p> | <p>【就業時間等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「1週間の就業時間」は、就業規則などに定められている就業時間に関係なく、通常の1週間の実労働時間についてお答えください。ふだん残業している場合は残業時間は含めますが、通勤時間、食事の時間、休憩時間は含めないでください。また、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てで計算してください。 ● 家業の手伝いや内職の場合は、その仕事をしている時間や日数を記入してください。 ● 「片道（往き）の通勤時間」については、お子さんの保育所などへの送りを行っている場合は、その時間も含めて記入してください。 ● 「平均的な平日の帰宅時間」は、平日の日中に就業されている方のみ、出勤日の平均を24時間表示で記入してください。交替制勤務の方は、1週間で一番多い平日の帰宅時間を記入してください。 <p>【例】平均的な平日の帰宅時間が 午後10時（10：00PM）の場合 → <input type="text" value="22"/>：<input type="text" value="00"/> と記入してください。</p> |
| <p>女性票【問11】</p> <p>男性票【問11】</p> | <p>【1年間にやめた仕事】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「仕事をやめた」には、同じ会社で就業形態が変わった場合（パートから正規の職員へ変わった場合など）や「8 労働者派遣事業所の派遣社員」で派遣元をやめた場合も含まれます。 |
| <p>女性票【補問11-1】</p> <p>男性票【補問11-1】</p> | <p>【1年前の仕事をやめた理由】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 契約期間の更新を望んだが更新されなかった場合は、「22 解雇されたから」に○をつけてください。 |
| <p>女性票【問13】</p> <p>男性票【問12】</p> | <p>【仕事と子育ての両立のための制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の（1）～（3）について、利用可能か、また利用にあたっての雰囲気、今後利用したいと思っているかどうかについてお答えください。 ● 制度の説明は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> （1）育児休業制度 こどもの養育のために休業することができる制度 （2）短時間勤務制度 通常の所定労働時間を短縮する制度 （3）（1）、（2）以外の育児のための勤務時間の短縮等 次のような制度のうち、あてはまるものが1つでもあれば、「1 ある」に○をつけて、利用にあたっての雰囲気にもお答えください。 *注：「所定労働時間」とは、就業規則などで定められた始業から終業までの時間（休憩時間を除く）をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ① フレックスタイム制：始業・終業時刻を労働者の決定にゆだねる制度 ② 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ：所定労働時間の長さを変更しないで、始業又は終業の時刻を繰上げ又は繰下げの制度 ③ 所定外労働の免除：所定労働時間を超えて労働させない制度（時間外労働を含めた残業の免除は、こちらに含まれます） ● 次の制度はここでいう「仕事と子育ての両立のための制度」には含まれません。 <ul style="list-style-type: none"> ・産前産後休業 産前6週間（ふたご以上の場合は14週間）及び産後8週間の休業 |

| | |
|------------------------------------|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・ 育児時間 こどもが1歳未満の間、女性労働者が休憩時間以外に1日2回30分ずつとることができる育児のための時間 ● 公務員の部分休業は「(3) 育児のための勤務時間の短縮等」に含まれます。 ● 「③ 利用にあたっての雰囲気」は、あなたご自身が利用すると仮定し、お答えください。 |
| 女性票【問13】 男性票【問12】 | <p>【仕事と介護の両立のための制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 次の(1)～(2)について、利用可能か、また利用にあたっての雰囲気、今後利用したいと思っているかどうかについてお答えください。 ● 制度の説明は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 介護休業制度 要介護状態にある対象家族の介護のために休業することができる制度 (2) 所定労働時間の短縮等の措置 次のような制度のうち、あてはまるものが1つでもあれば、「1 ある」に○をつけて、利用にあたっての雰囲気にもお答えください。 *注：「所定労働時間」とは、就業規則などで定められた始業から終業までの時間（休憩時間を除く）をいいます。 <ul style="list-style-type: none"> ① 所定労働時間を短縮する制度：通常の所定労働時間を短縮する制度 所定外労働の免除：所定労働時間を超えて労働させない制度 (時間外労働を含めた残業の免除は、こちらに含まれます) ② フレックスタイム制：始業・終業時刻を労働者の決定にゆだねる制度 ③ 始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ：所定労働時間の長さを変更しないで、始業又は終業の時刻を繰上げ又は繰下げの制度 ④ 労働者が利用する介護サービスの費用の助成その他これに準ずる制度 ● 「③ 利用にあたっての雰囲気」は、あなたご自身が利用すると仮定し、お答えください。 |
| 女性票【問14】【配一問12】 男性票【問13】【配一問13】 | <p>【制度の利用】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 現在仕事についていない方でも、この1年間に会社等にお勤めの経験がある場合は、お答えください。 ● 制度の内容については、4ページ【仕事と子育ての両立のための制度】の説明を参考にしてください。 |
| 女性票【問21】【配一問10】 男性票【問20】【配一問11】 | <p>【家事・育児時間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 休日とは、勤務形態での休日をいいます。 ● 現在、仕事についていない方で、配偶者がいらっしゃる場合は、配偶者の休みの日を休日として記入してください。 |
| 女性票【問23】 男性票【問26】 | <p>【両親との同別居の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 自宅からの距離(分)は、親が離れた場所に住んでいるか否かが子育てや就業を続けること等に影響を及ぼしているかを調べるためのものです。よく利用する交通手段(徒歩、電車、バス、飛行機等)での移動時間を分単位に換算してご記入ください。記入は、交通手段は記入せず、時間(分単位)のみ記入してください。 ● 理由にかかわらず、「1 同居」及び「3 死別」以外は、「2 別居」に○をつけてください。 |
| 女性票【補問24-1】 男性票【補問27-1】 | <p>【住居の状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「住居の床面積」「居住室数」は、同居しているご家族がお住まいの住居の合計をお答えください。ここでいう「同居」は、生計に関係なく同一家屋または他の所有者の土地を通らずに行き来ができる同一敷地内に住居のある場合をいいます。ただし、アパート、マンションなど同一建物の別の部屋に居住している場合は、含めないでください。 ● 親名義の家に家賃を払わないで住んでいる場合は、「1 持ち家」に○をつけてください。 ● 床面積や居住室数の目安は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 畳2畳分＝約3.3㎡＝1坪 ・ 1K＝1室、2DK＝3室、3LDK＝4室(DKやLDKは1室分としてください。) |
| 女性票【補問26-1】 男性票【補問31-1】 | <p>【お子さんについて】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● お子さんの性別、出生年月、お子さんとの同別居について記入してください。 ● 同居している小学生のお子さんについては、放課後児童(学童)クラブの利用の有無を記入してください。 ● 亡くなられているお子さんについては、記入なさらないでください。 |

| | |
|------------------------------------|--|
| <p>女性票【補問26-2】 男性票【補問31-2】</p> | <p>【利用している保育サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「5 ファミリー・サポート・センター」とは、育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、保育所への送り迎え、保育所の開所時間前後の保育などの相互援助を行う仕組みのことです。 ● 「6 幼稚園が行っている預かり保育」とは、幼稚園の通常の教育時間が終わった後、希望すれば、時間を延長して預かってもらえる制度のことです。この制度を利用している場合は、「6 幼稚園が行っている預かり保育」と「7 幼稚園（預かり保育を除く）」の両方に○をつけてください。 |
| <p>女性票【補問26-3】 男性票【補問31-3】</p> | <p>【お子さんの日中の世話】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保育所などへの送り迎えのみの場合は、「平日の日中に世話をしているご家族等」には含めないでください。 |
| <p>女性票【補問26-4】 男性票【補問31-4】</p> | <p>【希望している保育サービス等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 利用を希望しているが、現在利用できていない保育サービス等について選んでください。 ● 「5 ファミリー・サポート・センター」とは、育児などの援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、保育所への送り迎え、保育所の開所時間前後の保育などの相互援助を行う仕組みのことです。 ● 「6 幼稚園が行っている預かり保育」とは、幼稚園の通常の教育時間が終わった後、希望すれば、時間を延長して預かってもらえる制度のことです。この制度の利用を希望する場合は、「6 幼稚園が行っている預かり保育」と「7 幼稚園（預かり保育を除く）」の両方に○をつけてください。 |
| <p>女性票【問27】 男性票【問22】</p> | <p>【過去1か月の間のこころの状況】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● こころの状態が就業状況や結婚、出産時に影響を及ぼしているかを調べるものです。 ● 「(ア) 神経過敏」とは、わずかな刺激に対してもすぐに不安になったり緊張してしまう、精神的に不安定な状態をいいます。 ● 「(ウ) そわそわ、落ち着かなく」とは、不安や心配などのために、気持ちの面で、または、実際に体の動きとしても、じっとしてられない、落ち着かないという状態をいいます。 ● 「(オ) 骨折り」とは、「面倒」だとか「億劫(おっくう)」といった状態をいいます。 ● 「いつも」と「たいてい」との違いは、「いつも」は常に感じている、「たいてい」は、常に感じている訳ではないが、感じていることが多い場合をいいます。 |
| <p>女性票【問30】 男性票【問29】</p> | <p>【所得】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● ここでいう「所得」とは、賃金・給料・仕送りなどの合計をいいます。 ● 働いて得た所得については、給与所得の源泉徴収票などをもとに、税込みの金額（源泉徴収票の「支払金額」記載額）を選択してください。 ● 自営業の場合は、売り上げ高から必要経費を差し引いた営業利益についてお答えください。 ● 1万円未満の場合は、千円単位を四捨五入してください。 |
| <p>女性票【問31】 男性票【問30】</p> | <p>【支出】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 「支出」には、家賃、耐久消費財の購入（家電・車など）、冠婚葬祭の費用も含まれます。 ● 親や兄弟など他のご家族の支出と分けられない場合は、まとめた金額を記入してください。 ● 「(2) 保育料」は小学校入学前のお子さんについてお伺いしますが、「(3) 教育費」は小学生以上のお子さんも含みます。また、「(3) 教育費」には水泳教室、音楽教室などの費用も含みます。 ● 千円未満の場合は、百円単位を四捨五入して記入してください。 |

職業分類(仕事の内容例示)一覧表

| 番号 | 職業分類名 | 仕事の内容例示 | この分類に含まれない職業 |
|----|--------------|--|--|
| 1 | 管理的な仕事 | 事業経営方針の決定・経営方針に基づく執行計画の樹立・作業の監督・統制など、経営体の全般又は課(課相当を含む)以上の内部組織の経営・管理に従事するものをいう。国・地方公共団体の各機関の公選された公務員も含まれる。 管理的公務員、法人・団体役員、法人・団体等管理職員、その他の管理的職業従事者 | 保健所長(2)、助役(駅)(3)、 児童福祉施設長(2)、校長(2)、 飲食店主(5)、 小売・卸売店主(4) |
| 2 | 専門的・技術的な仕事 | 高度の専門的水準において、科学的知識を応用した技術的な仕事に従事するもの、及び医療・教育・法律・宗教・芸術・その他の専門的性質の仕事に従事するものをいう。この仕事を遂行するには、通例、大学・研究機関などにおける高度の科学的訓練・その他専門的分野の訓練、又はこれと同程度以上の実務的経験あるいは芸術上の創造的才能を必要とする。 研究者、農林水産技術者、製造技術者、建築・土木・測量技術者、情報処理・通信技術者、その他の技術者、医師、歯科医師、獣医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師(准看護師を含む)、医療技術者、その他の保健医療従事者、社会福祉専門職業従事者、法務従事者、経営・金融・保険専門職業従事者、教員、宗教家、著述家、記者、編集者、美術家、デザイナー、写真家、映像撮影者、音楽家、舞台芸術家、その他の専門的職業従事者 | 美容師・理容師(5)、調理師(5)、 介護職員(5)、映写技士(8)、 クリーニング師(5)、大工・とび職(10)、 電子計算機オペレーター(3)、 易者・折と師(5)、 アニメーター(8)、 看護助手・看護補助者(5) |
| 3 | 事務の仕事 | 一般に課長(課長相当職を含む)以上の職務にあるものの監督を受けて、庶務・文書・人事・調査・企画・会計などの仕事、並びに生産関連・営業販売・外勤・運輸・通信に関する事務及び事務用機器の操作の仕事に従事するものをいう。 一般事務従事者、会計事務従事者、生産関連事務従事者、営業・販売事務従事者、外勤事務従事者、運輸・郵便事務従事者、事務用機器操作員 | 行政書士(2)、公認会計士(2)、 銀行外務員(4)、 郵便集配員(11)、 電報配達員(11) |
| 4 | 販売の仕事 | 有体的商品の仕入・販売、不動産・有価証券などの売買の仕事、有体的商品・不動産・有価証券などの売買の仲立・取次・代理などの販売類似の仕事、商品の売買・製造・サービスなどに関する取引上の勧誘・交渉・受注・契約締結、保険の代理・募集などの営業の仕事に従事するものをいう。 商品販売従事者、販売類似職業従事者、営業職業従事者 | デパート売場案内人(5)、 新聞・宅配配達員(11)、 新聞購読料金集金人(3) |
| 5 | サービスの仕事 | 個人の家庭における家事サービス、介護・身の回り用務・調理・接客・娯楽など個人に対するサービス、及び他に分類されないサービスの仕事に従事するものをいう。 家庭生活支援サービス職業従事者、介護サービス職業従事者、保健医療サービス職業従事者、生活衛生サービス職業従事者、飲食物調理従事者、接客・給仕職業従事者、居住施設・ビル等管理人、その他のサービス職業従事者 | 観光バス車掌(9)、清掃員(11)、 指匠師、はり師、きゅう師(2)、 柔道整復師(2)、土地家屋周旋人(4)、 芸能関係司会者(2)、 ハウスクリーニング職(11)、 コンビニエンスストア店員(4)、 保育士(2) |
| 6 | 保安の仕事 | 国家の防衛、社会・個人・財産の保護、法と秩序の維持などの仕事に従事するものをいう。自衛官・警察官・海上保安官・消防員として任用されていて、医療・教育・事務などのように、他の分類項目に該当する仕事に従事するものも含まれる。 自衛官、司法警察職員、その他の保安職業従事者 | 山林監視員(7)、 電気保安工(10)、 航空保安大学校教員(2) |
| 7 | 農林漁業の仕事 | 農作物の栽培・収穫、養蚕・家畜・家きん(禽)・その他の動物の飼育、林木の育成・伐採・搬出、水産動植物(両生類を含む)の捕獲・採取・養殖をする仕事、及びその他の農林漁業類似の仕事並びにこれらに関連する仕事に従事するものをいう。 農業従事者、林業従事者、漁業従事者 | 漁業関係無線通信士(2)、 釣船船長(9)、潜水士(10)、 家畜人工授精師(2)、 獣医師(2)、精米工(8) |
| 8 | 生産工程の仕事 | 生産設備の制御・監視の仕事、機械・器具・手動具などを用いて原料・材料を加工する仕事、各種の機械器具を組立・調整・修理・検査する仕事、製版・印刷・製本の作業、生産工程で行われる仕事に関連する仕事及び生産に類似する技能的な仕事に従事するものをいう。 生産設備制御・監視従事者、機械組立設備制御・監視従事者、製品製造・加工処理従事者、機械組立従事者、機械整備・修理従事者、製品検査従事者、機械検査従事者、生産関連・生産類似作業従事者 | 歯科技工士(2)、 大道具工(演劇)(10)、 大工・左官(10)、 畳仕立工(10)、 調理師(5) |
| 9 | 輸送・機械運転の仕事 | 機関車・電車・自動車・船舶・航空機などの運転・操縦の仕事、及びその他の関連する仕事、並びに定置機関・機械及び建設機械を操作する仕事に従事するものをいう。 鉄道運転従事者、自動車運転従事者、船舶(漁労船は除く)・航空機運転従事者、その他の輸送従事者、定置・建設機械運転従事者 | 貨物自動車荷扱員・助手(11)、 救急車・消防車自動車運転者(6)、 遊園地電車運転員(5)、 漁船機関士・漁労長・船員(7) |
| 10 | 建設・採掘の仕事 | 建設の仕事、電気工事に係る作業を行う仕事、ダム・トンネルの掘削などの仕事、鉱物の探査・試掘・採掘・採取・選鉱の仕事に従事するものをいう。 建設躯体工事従事者、建設従事者、電気工事従事者、土木作業従事者、採掘従事者 | 測量士(2)、生糸検査員(2)、 電気器具内部配線工(8)、 建物洗浄作業員(11) |
| 11 | 運搬・清掃・包装等の仕事 | 主に身体を使って行う定型的な作業のうち、運搬・配達・梱包・清掃・包装等に従事するものをいう。 運搬従事者、清掃従事者、包装従事者、その他の運搬・清掃・包装等従事者 | フォークリフト運転者(9)、 トラック運転者(9) |
| 12 | 分類不能の仕事 | 1～11以外の仕事 | |

※ 自衛官、警察官、海上保安官、消防員の身分を持つものは、仕事の内容のいかんにかかわらず「6 保安の仕事」とします。

